

案件

高度医療機器使用患者レスパイト入院費用助成事業について

健康福祉部 保健所 保健予防課

1. 政策等の背景・目的及び効果

人工呼吸器等の高度医療機器を使用しながら自宅療養中の難病患者・家族から、介護負担やレスパイト入院に困っているとお聞きし、今年度、レスパイト入院のニーズ調査を実施しました。調査の結果、レスパイト入院を全く利用したことがない方の中にも利用の意向があり、経済的支援や送迎サービス、ヘルパーの導入を希望されていることがわかりました。

また、高度医療機器を使用している方は、災害時の避難先として医療機関が選択肢となる可能性が高いことから、入院の経験を通して、いつ起こるかわからない災害に備えることも重要です。

そこで、人工呼吸器等の高度医療機器を使用しながら自宅療養中の難病患者等の家族に対し、日常の療養生活への休息支援、及び経済的負担軽減、また、災害時の緊急避難場所となる可能性が高い医療機関への入院を経験することで、災害時の避難行動の促進を図るため、レスパイト入院の際に必要な費用を新たに助成するものです。

2. 内容

(1) 対象者

「災害時要援護者リスト」(※)に掲載された、市内に住所を有する難病患者及び小児慢性特定疾患児で、生命維持に必要な人工呼吸器やたん吸引機、その他電力を必要とする医療機器を長時間使用している自宅療養中の方。ただし、原則、介護保険及び障害福祉サービスのショートステイ利用者は除く。

※災害時要援護者リスト

- ・保健予防課及び母子保健課で管理している、災害時に連絡が必要な自宅療養中の高度医療患者のリスト。
- ・療養の状況により難病以外の患者も含む。
- ・年に4回情報を更新し保健予防課、母子保健課及び障害支援課の3課で情報を共有している。

(2) 利用想定人数 25人

調査結果をふまえ、以下の通り想定しています。

難病患者：レスパイト入院の対象になる患者 20人

小児慢性特定疾患児：母子保健課で把握している患児の内、レスパイト入院経験児 5人

(3) 助成内容

①助成額 上限2万円×利用日数

利用日数に2万円を乗じた額を限度とし、実績に基づいた額を助成

対象経費：医療施設に支払った個室代、衛生用品及び日常生活用品代

入退院に伴う送迎代、ヘルパー利用料（詳細は要綱で定める）

②1年度内で14日間まで

③市内外いずれの医療機関・事業所の利用でも助成対象とし、助成方法は償還払いとする。

3. 実施時期

令和5年（2023年）4月

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画 基本目標 健やかに、生きがいを持って暮らせるまち

施策目標 6. 誰もがいつまでも心身ともに健康に暮らせるまち



5. 関係法令・条例等

- ・ 難病患者の医療に関する法律
- ・ 難病対策要綱
- ・ 児童福祉法
- ・ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

6. 事業費・財源及びコスト

《事業費》 7,000千円

支出内訳：補助金 2 万円（上限）×14日間（上限）×25人（想定）

《財 源》 一般財源：7,000千円